

第40回定時株主総会の招集に際しての
電子提供措置事項

新株予約権等の状況

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制

会社の支配に関する基本方針

連結注記表

個別注記表

第40期

(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

株式会社サニーサイドアップグループ

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2025年6月30日現在）

			第7回新株予約権
発行決議日			2020年8月13日
新株予約権の数			4,758個
新株予約権の目的となる株式の種類と数			普通株式 475,800株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額			新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権1個当たり 68,900円 (1株当たり 689円)
権利行使期間			2023年8月14日から 2025年8月13日まで
行使の条件			新株予約権者は、権利行使時において当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができないものとする。
役員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員 を除く)	取締役	新株予約権の数 600個
		(社外取締役を除く)	目的となる株式数 60,000株
			保有者数 2名
		社外 取締役	新株予約権の数 30個
			目的となる株式数 3,000株
			保有者数 1名
	取締役（監査等委員）		新株予約権の数 55個
			目的となる株式数 5,500株
			保有者数 1名

② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

会計監査人の状況

① 名称

RSM清和監査法人

② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42,600千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42,600千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び同条第3項の同意を行っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当該議案を株主総会の会議の目的事項とするよう取締役会に請求します。

業務の適正を確保するための体制

当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、「内部統制システム構築の基本方針」として取締役会で決議した内容は以下のとおりであります。

① 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社はコーポレート・ガバナンス体制として、監査等委員会設置会社を選択し、取締役会、監査等委員会を設置する。これは、取締役会の議決権を有する監査等委員である取締役が監査等を行うことにより、監査・監督の実効性を向上させ、また社外取締役の比率を高めることで、取締役会を監督する機能を一層強化し、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的としている。

当社は、取締役会の任意の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置する。同委員会の設置は、取締役の指名・報酬等に係る取締役会の機能に対し、独立社外取締役の関与を高めることにより、手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的としている。

(1) コーポレート・ガバナンス

ア 取締役及び取締役会

取締役会は法令・定款等に則り、経営の重要事項を決定し、取締役の業務執行を監督するとともに、原則として月1回の定時取締役会を、緊急議案発生の場合には速やかに臨時取締役会を開催し、重要な業務執行の決定及び法定事項に対して迅速な経営判断ができる体制を構築する。

イ 監査等委員会

監査等委員会は、法令の定める権限を行使するとともに、会計監査人及び内部監査室と連携して、「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査等基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査等を実施する。

ウ 任意の指名・報酬委員会

任意の指名・報酬委員会は、取締役会の任意の諮問機関として、取締役の指名・報酬等に係る方針等を審議し、取締役会に答申する。指名・報酬委員会の構成は、取締役会決議により選定された取締役である委員3名以上で、その過半数を独立社外取締役とする。

(2) コンプライアンス

ア コンプライアンス体制

当社は、取締役及び社員がコンプライアンスに則った企業活動を実践するため、グループ共通の「リスク・コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス推進とリスク管理を一体で実施し、その目的達成のため諸施策を講じる。

イ 公益通報制度

コンプライアンス上問題のある行為を知った場合に備え、グループ共通の「公益通報者保護規程」を定め、当社グループ全体のコンプライアンスの報告・相談窓口として、公益通報窓口を設置する。

(3) 内部監査

業務執行者の職務執行の妥当性及びコンプライアンスの状況につき調査するため、代表取締役社長直轄の組織として内部監査室を設置し、内部監査に関する基本的事項を「内部監査規程」に定め、内部監査室及び必要に応じて代表取締役社長に任命された監査担当者が、監査を統轄、実施する。内部監査の結果は定期的に取締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。

(4) 反社会的勢力対策

社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は、法令等違反に繋がるものと認識し、その対応としてグループ共通の「反社会的勢力対策規程」を定め、当社グループ全体で反社会的勢力との関係を遮断する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 情報の保存及び管理

当社は、情報セキュリティマネジメントシステム「ISO27001」の認証を受け、関連諸規程に則り、情報セキュリティ管理策を継続することにより、取締役及び社員の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行う。

(2) 情報の閲覧

取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理体制

当社グループ全体を対象としたリスク・コンプライアンス委員会を原則として四半期ごとの3ヶ月に一度開催する。事業上のリスクを会社単位及び業務単位で検討し、管理する。

(2) 決裁制度

当社及びグループ会社は、各部門の長がその分掌業務の執行にあたり、決裁取得を必要とする事項については、「職務権限規程」に基づき個別に申請のうえ決裁を取得する。また必要に応じ経過報告を行い、完了後は完了報告を行う。

(3) 大災害発生時の体制

大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、当社代表取締役社長を本部長とするグループ会社全体の対策本部を設置し、速やかに措置を講じる。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 経営方針、経営戦略及び経営計画

当社及びグループ会社は、会社別及びグループ全体の経営方針、経営戦略及び経営計画を策定し、グループ各社の全取締役、社員が共有する目標を定め、取締役はその経営目標が予定通り進捗しているか検証し、当社取締役会及びグループ各社の取締役会等において定期的に報告を行う。

(2) 経営会議

経営会議において、業務執行に関する決定、検討及び報告を行い、迅速な業務執行を実現する体制を構築する。経営会議は、取締役会決議によって選定された構成員により、原則として月1回開催する。

(3) 執行役員制度

当社は執行役員制度を導入し、職務の執行を委任することにより、業務執行責任の明確化と迅速化を図る。なお、取締役会は執行役員の任命及び業務執行状況の監督を行う。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社と関係会社の相互の利益と発展を目的とし、「関係会社管理規程」を定める。関係会社管理の統括管理責任者は、子会社の経営状況と財務状況を常に把握し、各取締役に報告する。又、経営上の重要事項は子会社で決定する前に報告を受け、各取締役に報告するとともに子会社に対し必要な指導と助言をする。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「③損失の危険の管理に関する規程その他の体制」の通り、グループ一体となった体制を構築する。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 (1)経営方針、経営戦略及び経営計画」の通り、グループ各社及びグループ全体の体制を構築する。

- (4) 子会社の取締役等及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア コーポレート・ガバナンス

当社グループ各社の状況に適したコーポレート・ガバナンスを構築する。

イ コンプライアンス

「リスク・コンプライアンス規程」をグループ会社範囲を広げ、公益通報窓口は社内外へ設置し、社内窓口は内部監査室とする。

ウ 内部監査

当社の内部監査室は、当社グループ各社に対し監査を実施し、当社代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。監査等委員会及び会計監査人は、独自に当社グループ各社に対して監査を行うものとする。

エ 反社会的勢力対策

「①取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(4)反社会的勢力対策」の通り、グループ一体となった体制を構築する。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するために、金融商品取引法に基づきグループ共通の諸規程を整備し、財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を行う。内部統制の整備・運用の実施は、各社業務部署の責任の下で実行され、評価は内部監査室が行う。なお、その評価結果は取締役会及び監査等委員会に報告する。

⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する体制及び当該社員の取締役からの独立性に関する事項並びに当該社員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、当該社員を選出し対応する。

当該社員の人事異動、人事考課等については監査等委員会の同意が必要であるものとする。

当該社員が他部署の業務を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとする。

- ⑧ 監査等委員会への報告に関する体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 監査等委員である取締役による重要会議への出席
監査等委員である取締役は、取締役から業務執行の状況その他重要事項の報告を受ける他、その他重要な会議に出席する。
- (2) 当社グループ各社の役員及び社員による監査等委員会への報告
当社グループ各社の役員及び社員は、当社監査等委員会から業務執行について報告を求められた場合、又は当社グループ会社に著しく影響を及ぼす重要事項、法令定款違反の不正行為、その他これに準ずる事実並びにそのおそれのある事実を知った場合には、遅延なく当社監査等委員会に報告する。又、監査等委員会は必要に応じ、いつでも当社グループ各社の役員及び社員に報告を求めることができる。
- (3) 内部監査の報告
内部監査室は、監査等委員会に内部監査結果及び監査状況等を定期的に報告する。
- (4) 公益通報制度
通報に不利益が及ばないグループ共通の公益通報者窓口を設置し、通報内容を速やかに監査等委員会に報告する。
- (5) その他
当社グループ会社は、上記の報告を行った役員及び社員に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止する。
- ⑨ 会社の監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
監査等委員である取締役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 内部監査室、会計監査人との連携
監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人より、それぞれ監査計画を事前に受領するとともに、定例会議を開催し、監査方針及び監査結果報告にかかる意見交換を行うことができる。監査等委員会は、当社グループ各社の監査役と連携し、当社グループ各社における業務執行に関する意見を徴するため、グループ経営にかかる相互情報交換を行うことができる。

(2) 外部専門家の起用

監査等委員会が必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを任用することができる。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社及びグループ会社の内部統制システムに関する整備・運用状況の評価を、当社の内部監査室が実施しております。また、内部監査室は、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施しております。これらの評価にあたっては、不正リスクを含む事業上の重要なリスクを適切に識別・評価するとともに、IT統制の運用状況についても検証を行っております。これらの評価結果は、取締役会及び監査等委員会に報告しております。当社監査等委員会は、独自に内部統制システムの評価を行い、その結果を取締役に報告しております。これらの評価結果をもとに改善活動を実施しております。

② コンプライアンス

コンプライアンスの推進は、リスク・コンプライアンス委員会が中心となって進めております。リスク・コンプライアンス委員会は、当社代表取締役社長が委員長を務め、当社及びグループ会社の役員が委員として参加し、関連法令に関するディスカッションを行い、当社グループ全体で法令違反、不正行為等の未然防止を図っております。

コンプライアンス上問題のある行為を知った場合に備え、グループ共通の「公益通報者保護規程」の定めに従い、社内外に窓口を設置しております。社内において通報等を受け付ける窓口は当社内部監査室と定め、通報・相談があった場合の対応体制を整えております。また、通報・相談があった場合は、監査等委員会に報告する体制を整えております。

反社会的勢力対策として、グループ各社で新規取引先等の反社会的勢力調査を行い、反社会的勢力の経営介入を防止しております。また、反社会的勢力の接触があった場合に備え、対応部署、対応策等を明確に定め、役職員に周知しております。

③ リスク管理

当社は経営に重要な影響を及ぼすリスク発生の未然防止及びリスクが万一顕在化した場合、適切な対応を行い、会社損失の最小化を図るため、グループ全体のリスク・コンプライアンス委員会でリスクへの対応を行っております。具体的には、リスクを体系的に把握し当社グループ全体のリスク管理表を策定し、経営に重要な影響を及ぼすリスクの把握、対応策の策定、対応状況の継続的なモニタリングを実施しております。また、事故など発生時の対応方法を定めております。

④ グループ会社管理体制

当社及びグループ会社は、グループ全体及び会社の経営方針、経営戦略及び経営計画を策定し、期初にグループ会社の役職員全員が参加する戦略発表会にて、グループ全体及び会社ごとの経営目標を共有しております。

当社にて、各社の経営状況と財務状況を把握し、毎月、当社取締役会で進捗状況の報告がなされる体制をとっております。また、当社の関係会社管理の統括管理責任者は子会社の重要事項について、子会社で決定する前に報告を受け当社取締役に報告するとともに、子会社に対し必要な助言と指導を行っております。

当社はコンプライアンスの推進、リスク管理等をグループ全体で行うことにより、グループ会社の管理体制の強化を図っております。

⑤ 取締役の職務の執行

取締役会は、当事業年度は18回開催し、各議案についての審議を行い、重要事項を決定するとともに、業務執行の状況等の監督を行っております。

当社は執行役員制度を導入し、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離し、迅速な意思決定を行っております。また、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」により、業務執行に係る責任の明確化と迅速化を図っております。

⑥ 監査等委員会の職務の執行

監査等委員会は、取締役会への出席及び常勤監査等委員による重要会議への出席等を通じて、内部統制の整備・運用状況を確認しております。また、監査法人、内部監査室などの内部統制に係る組織と必要に応じて情報交換を実施することで、当社グループの内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運営について助言を行っております。

当社は、監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の処理を速やかに行うとともに、監査等委員会が求めた補助すべき社員を2名置き、監査等委員会の監査等が実効的に行われる体制を整えております。

会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関し、基本方針を特に定めておりません。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

- ・ 連結子会社の数 8 社
- ・ 主要な連結子会社の名称 株式会社サニーサイドアップ
株式会社フライパン
株式会社クムナムエンターテインメント
SUNNY SIDE UP KOREA,INC
株式会社エアサイド
株式会社グッドアンドカンパニー
株式会社TKG Consulting
株式会社ステディスタディ

(注) 当連結会計年度において、株式会社サニーサイドエックスは株式会社TKG Consultingへ商号変更しております。

(2) 非連結子会社の状況

一般社団法人日本ウェルリビング推進機構は、小規模会社であり、かつ総資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金等がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の関連会社数 1社

株式会社AnyUp

② 持分法を適用していない非連結子会社の状況

一般社団法人日本ウェルリビング推進機構は、小規模会社であり、かつ当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法を適用しておりません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法（投資事業組合その他これに準ずる事業体への出資については、決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法により算定）

ロ. 棚卸資産

- ・ 商品及び製品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

- ・ 未成業務支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

- ・ 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月1日以降取得した建物附属設備並びに構築物については定額法を採用しております。

主要な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 3～18年

機械装置及び運搬具 3～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

当社及び国内連結子会社は従業員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

役員賞与引当金

当社及び国内連結子会社は役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

ブランドコミュニケーション事業は、PRを軸に、プロモーション、スポーツマーケティング、IP（知的財産）を活用したコンテンツマーケティング、ブランディング、自社コンテンツ開発等のサービスの提供や、店頭等の消費者とのコンタクトポイントにおける購買・成約の意思決定を促すためのノウハウ・ソリューションの提供をしております。

ビジネスディベロップメント事業は、新規事業の開発・創出による当社グループの事業領域の拡充による新たな収益基盤の構築を行っております。

いずれの事業においても、各種サービスの履行義務が一時点で充足される取引については、約束した財又はサービスの納品を顧客が確認した時点で履行義務は充足されると判断して、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。また、財又はサービスに対する支配を契約期間にわたって顧客へ移転する契約が存在する取引については、契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受することから、契約に定義したサービスの提供期間に応じて収益を認識しております。

なお、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から取引先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

フードブランディング事業は、国内および海外における飲食事業等を行っております。当事業のサービス提供は、顧客からの注文に基づく料理を提供し、対価を受領した時点で履行義務は充足されると判断して収益を認識しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

- イ. ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・為替予約
ヘッジ対象・・・買掛金
- ハ. ヘッジ方針 金融リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。
- ニ. ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両社の変動額等を基礎にして判断しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については10年間の定額法により償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）、
「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日）及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
繰延税金資産	259,098千円 (291,272千円)

(注) () 内は繰延税金負債との相殺前の金額であります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックスプランニングにより、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

ロ. 主要な仮定

課税所得の見積りは、事業計画を基礎としており、過去の実績に今後の事業展開及び外部環境の影響を踏まえた売上高及び費用の増加率を勘案して作成しております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の経済動向の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	15,800千円
計	15,800千円

② 担保に係る債務

買掛金	－千円
計	－千円

(注) 当連結会計年度末の担保に係る債務残高はございません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,038,001千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
発行済株式 普通株式	15,197,600株	－株	－株	15,197,600株
合計	15,197,600株	－株	－株	15,197,600株
自己株式 普通株式	277,456株	－株	－株	277,456株
合計	277,456株	－株	－株	277,456株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年9月25日 定 時 株 主 総 会	普通株式	223,802千円	15.0円	2024年 6月30日	2024年 9月26日
2025年2月13日 取 締 役 会	普通株式	104,441千円	7.0円	2024年 12月31日	2025年 3月10日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年9月26日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	223,802千円	15.0円	2025年 6月30日	2025年 9月29日

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 475,800株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
①投資有価証券			
その他有価証券（※2,3）	80,556千円	80,556千円	—千円
②敷金及び保証金	525,101	241,442	△283,659
③貸付金	5,022	5,010	△11
④長期借入金	563,416	555,183	△8,233
⑤リース債務	44,246	42,150	△2,095

（※1）現金及び預金、受取手形、売掛金、買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（※2）市場価格のない株式等は上表に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（千円）
関係会社株式	26,668
非上場株式	70,214
出資金（※3）	13,736

（※3）投資事業有限責任組合への出資（連結貸借対照表計上額43,774千円）は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項の取扱いを適用しており、上表には含めておりません。

(注1) 金融債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
貸付金	669	2,678	1,674	—

(注2) 借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
長期借入金	133,881	390,510	39,025	—
リース債務	8,891	35,354	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	80,556	—	—	80,556

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

取引所の価格によっております。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	241,442	—	241,442
貸付金	—	5,010	—	5,010
長期借入金	—	555,183	—	555,183
リース債務	—	42,150	—	42,150

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しておりレベル2の時価に分類しております。

貸付金

短期貸付金及び長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しておりレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しておりレベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しておりレベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	ブランドコミュニケーション事業	フードブランディング事業	ビジネスディベロップメント事業	
日本	15,610,480	2,764,077	66,572	18,441,129
アジア	163,424	531,400	－	694,825
米国	246,581	－	－	246,581
欧州	204,692	－	－	204,692
顧客との契約から生じる収益	16,225,178	3,295,478	66,572	19,587,229
外部顧客への売上高	16,225,178	3,295,478	66,572	19,587,229

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項(5)会計方針に関する事項④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	304円55銭
(2) 1株当たりの当期純利益	63円58銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2025年8月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

当社は、中長期的な企業価値向上に向けて、収益力の向上に取り組むとともに、次期成長戦略策定に着手し、既存事業の強化と戦略的M&Aの融合による成長、その実現に向けたキャピタル・アロケーションについて、具体的な検討を進めております。また、当社は、配当方針において、健全な財務体質の維持や積極的な事業展開のための内部留保の充実等を勘案した上で、配当性向30％程度を意識した安定的な配当の実施に加えて、機動的な利益還元を実施する意向を示しております。これらを総合的に勘案し、機動的な資本政策の実現及び株主還元の拡充を図るため、余剰資金を活用して自己株式を取得いたします。

(2) 取得に係る事項の内容

①	取得対象株式の種類	当社普通株式
②	取得し得る株式の総数	300,000株（上限） ※発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合2.0％
③	株式の取得価額の総額	200,000,000円（上限）
④	自己株式取得の日付	2025年8月14日～2026年2月28日
⑤	取得方法	東京証券取引所における市場買付

(参考) 2025年6月30日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	14,920,144株
自己株式数	277,456株

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法（投資事業組合その他これに準ずる事業体への出資については、決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月1日以降取得した建物附属設備並びに構築物については定額法を採用しております。

主要な耐用年数は次のとおりです。

建物 6～18年

工具、器具及び備品 4～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

当社は従業員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

役員賞与引当金

当社は役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の営業収益は、主に関係会社からの経営指導料、及び受取配当金となります。

経営指導料は、関係会社への管理指導という履行義務を負っており、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引で、充足に応じて収益を認識しております。受取配当金は、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度(千円)
繰延税金資産	60,530 (85,536)

(注) ()内は繰延税金負債との相殺前の金額であります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「4.会計上の見積りに関する注記②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した内容と同じであります。

6. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保付債務
該当事項はありません。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 151,066千円
- (3) 保証債務
以下の関係会社の金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。
- | | |
|--------------------|-----------|
| 株式会社サニーサイドアップ | 13,122千円 |
| 株式会社フライパン | 253,525千円 |
| 株式会社クムナムエンターテインメント | 48,570千円 |
| 計 | 315,217千円 |
- (4) 関係会社に対する金銭債権、債務
- | | |
|----------|-----------|
| ① 短期金銭債権 | 425,243千円 |
| ② 長期金銭債権 | 274,110千円 |
| ③ 短期金銭債務 | 19,618千円 |
- (5) 取締役等に対する金銭債務
- | | |
|-------|----------|
| 長期末払金 | 44,475千円 |
|-------|----------|

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 営業収益 | 1,654,548千円 |
| ② 営業費用 | 33,119千円 |
| ③ 営業取引以外の取引高 | 5,713千円 |

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	277,456株
------	----------

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業所税	703千円
未払事業税	1,719千円
未払法定福利費	1,653千円
税務上の繰越欠損金	67,675千円
貸倒引当金繰入超過額	9,896千円
役員退職慰労未払金	14,018千円
投資有価証券評価損否認	28,147千円
一括償却資産繰入超過額	3,572千円
賞与引当金	9,262千円
資産除去債務	30,327千円
関係会社株式評価損否認	65,127千円
その他有価証券評価差額金	396千円

繰延税金資産小計 232,502千円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △146,965千円

評価性引当額小計 △146,965千円

繰延税金資産合計 85,536千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用 △25,006千円

繰延税金負債合計 △25,006千円

繰延税金資産の純額 60,530千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 内 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
子会社	株式会社サ ニーサイド アップ	所 有 直 接 100%	役員の兼任 資金の貸付 管理及び事 業の受託 債権の代理 回収	関係会社業務 取扱手数料 (注) 3	1,068,484	未収入金	97,944
				出向者人件費 の受取 (注) 5	2,009,074	未収入金	157,109
				債権の代理 回収	519,199	未払金	17,468
				関係会社受 取配当金 (注) 4	420,000	—	—
				債務保証 (注) 1	13,122	—	—
	株式会社フ ライパン	所 有 直 接 51%	役員の兼任 資金の貸付	債務保証 (注) 1	253,525	—	—
				PR業務の受 注	117,651	売掛金	14,953
子会社	株式会社ク ムナムエン ターテイン メント	所 有 直 接 100%	役員の兼任 資金の貸付	債務保証 (注) 1	48,570	—	—
	SUNNY SIDE UP KOREA,INC	所 有 直 接 100%	役員の兼任 資金の貸付	資金の回収	6,000	短期貸付金 長期貸付金	6,000 121,999
	株 式 会 社 TKG Consulting	所 有 直 接 100%	資金の貸付	資金の回収	58,177	—	—
	株式会社ス テディスタ ディ	所 有 直 接 100%	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付 (注) 2	100,000	短期貸付金	40,080
				資金の回収	26,360	長期貸付金	133,200

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 債務保証については、設備投資及び運転資金等として金融機関からの融資に対して保証を行ったものであり、保証料の受領はしていません。
2. 各社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、各社とも担保は受け入れておりません。
3. 取引金額等については、両者協議の上で決定しております。
4. 受取配当金については、持株会社である当社が示す配当基準に準拠し、配当を実施しております。
5. 各社の人件費は当社が立替えております。これらの未収入金残高は、期末時点における人件費の未精算金額であります。

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1.重要な会計方針に係る事項(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 170円47銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 36円75銭 |

13. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「10.重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。